

会員の皆様へ

労災保険特別加入の事前受付・お問合せのご案内

日本あはき師厚生会

代表理事 要 信義

(公社)日本鍼灸師会会長

副代表理事 安田 和正

(公社)日本あん摩マッサージ指圧師会会長

副代表理事 竹下 義樹

(社福)日本視覚障害者団体連合会長

(公社)日本鍼灸師会、(公社)日本あん摩マッサージ師会、(社福)日本視覚障害者団体連合の三団体で労災保険特別加入団体「日本あはき師厚生会」を設立し、現在、団体の承認に向けて東京労働局にて審査中です。

労災保険特別加入制度のご利用は、「日本あはき師厚生会」への入会を通じて可能となります。

7月当初予定とお知らせいたしましたが、窓口となる団体設立や、お問い合わせ、お申し込みがスムーズにできるようにするなど諸準備のため、少々遅れてのスタートとなりました。

労災保険特別加入制度にご理解いただき、是非ご加入ください。

なお、事前受付・お問合せを開始しますが、労災保険特別加入日は12月1日の予定です。



*制度の概要は、裏面をご覧ください。

*費用は？

入会金 1,000円(三団体会員) 5,000円(非会員)

会費(手数料) 400円(月額・三団体会員) 600円(月額・非会員)

年間保険料 給付基礎日額・年間保険料は、裏面の6. 保険料一覧表をご覧ください。

(*会費(手数料)、保険料は、年度末までの1年分を一括してお支払いいただきます。)

「受付開始日：11月7日(月)」 「受付時間：平日9:00～17:00」

◎事前のお問合せ・お申込みは、「日本あはき師厚生会」窓口へご連絡ください。

(その際には、加入団体名をお知らせください。)

電話 03-5944-9010(代表) F A X 03-5944-9020

メール info@ahaki-rousai.jp

* 現在、お問合せ・受付専用窓口「日本あはき師厚生会のHP」を準備中です。HP開設後の受付窓口は、原則としてHPからになります。

なお、上記「電話・FAX」番号はそのままご利用できます

◎ 事務取扱責任者 社会保険労務士法人前田事務所

「制度の概要」

1. 特別加入できるひとは？

令和4年4月1日から、従業員を雇っていない「あはき師」も労災保険に特別加入ができるようになりました。

2. 特別加入の方法は？

この制度には、三団体で設立した「日本あはき師厚生会」を通じて加入ができます。

3. そもそも労災保険ってどんな保険？

国が運営する労災保険は、労働者の業務災害・通勤災害の補償を行う制度です。格安な費用で、厚い補償が受けられますが、事業主および一人親方等は、労災の特別加入を行っていないと、補償を受けることができません。

4. 特別加入制度とは？

労災保険は、労働者が仕事または通勤によって被った災害に対して補償する制度です。労働者以外の方でも、一定の要件を充たす場合に任意加入でき、補償を受けることができます。これを「特別加入制度」といいます。

5. 特別加入のメリットは？

労災保険に特別加入することにより、業務上および通勤中のケガや病気に起因する場合、治療費用の全額（療養補償給付）、休業4日目から基礎日額の80%（休業補償給付*1）、障害等級に応じた年金や一時金（障害補償給付）、死亡時にはご家族への年金や一時金等（遺族補償給付）の様々な補償が受けられます。（*1 特別支給金20%を含む）



6. 給付基礎日額・年間保険料一覧表

基礎給付日額	年間保険料	基礎給付日額	年間保険料
25,000円	27,375円	10,000円	10,950円
24,000円	26,280円	9,000円	9,855円
22,000円	24,090円	8,000円	8,760円
20,000円	21,900円	7,000円	7,665円
18,000円	19,710円	6,000円	6,570円
16,000円	17,520円	5,000円	5,475円
14,000円	15,330円	4,000円	4,380円
12,000円	13,140円	3,500円	3,831円

7. 民間の所得補償保険・傷害保険との違いは、HPへ掲載予定です。